

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 教育推進部青少年課

番号 4

許認可等の内容		使用料の還付の決定
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市青少年会館条例第10条
審 査 基 準	関係条項	茅ヶ崎市青少年会館条例第8条 茅ヶ崎市青少年会館条例施行規則第9条
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>茅ヶ崎市青少年会館条例第10条ただし書の基準は、茅ヶ崎市青少年会館条例施行規則第9条第1項に記載されており、そのうち第1号及び第2号について茅ヶ崎市青少年会館管理運営基準第10条において次のとおり定めています。</p> <p>(1)「災害その他使用者の責めに帰することのできない理由」とは、風水害等の発生により、使用者の来館が困難な状況と認められるときをいう。</p> <p>(2)「特別の理由があると認める場合」の例は、施設の破損等により、使用目的を達成することが不可能であると認められるときなどをいう。</p> <p>なお、茅ヶ崎市青少年会館条例施行規則第9条第1項第3号基準は、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であることから設定していません。</p>
	参考事項	なし
	設定等年月日	平成23年10月1日設定（平成26年3月26日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 1日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成23年10月1日設定（平成26年3月26日最終変更）